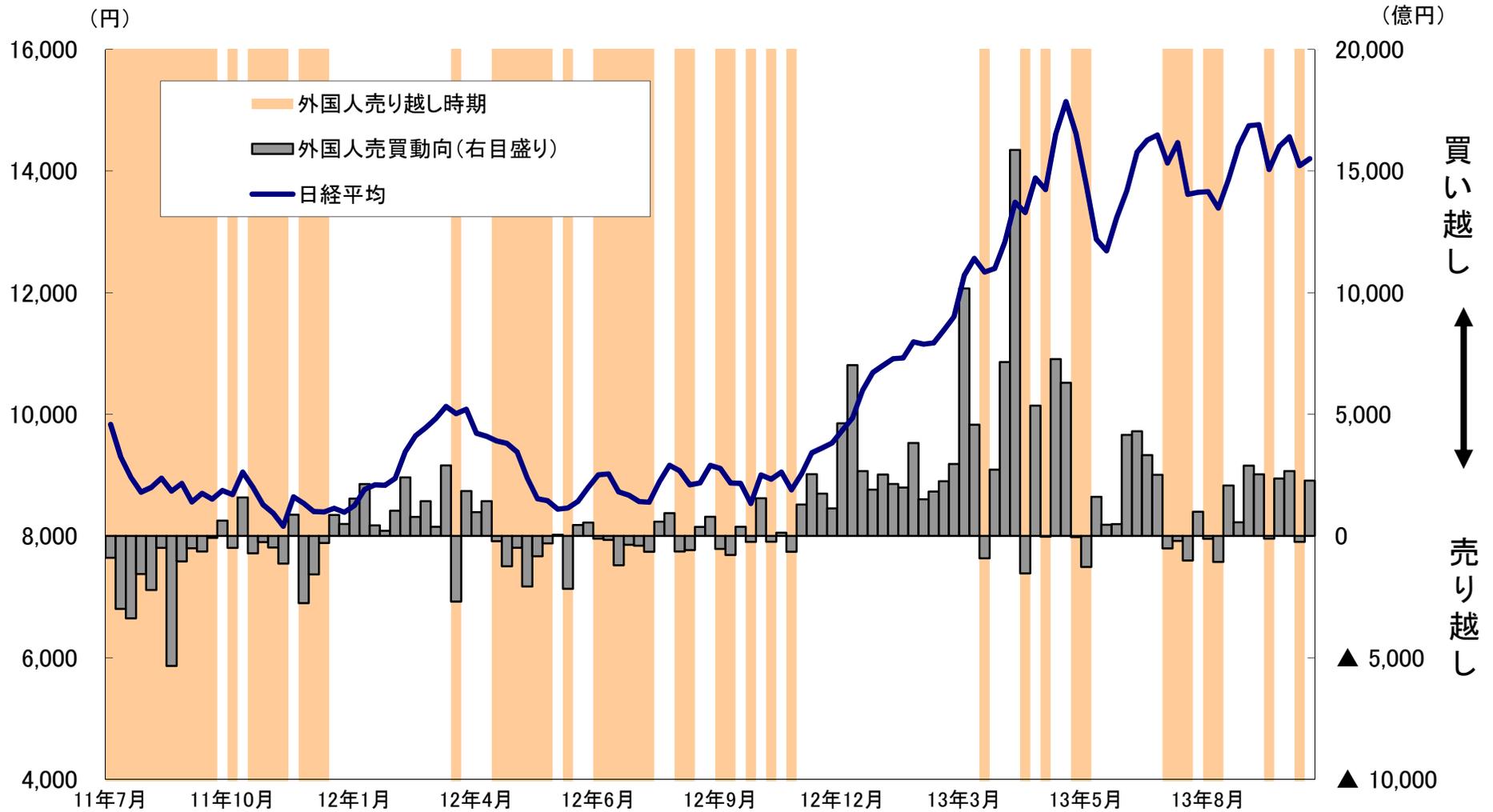


日本の株価と外国人投資家売買動向



(出典) 東京証券取引所「投資部門別売買状況」、Bloomberg

(注) 東京・名古屋証券取引所に上場している内国株券の週次データ。(平成25年7月2週までは、東京・大阪・名古屋証券取引所)

日本版スチュワードシップコードの経緯

日本再興戦略（抄）

平成25年6月14日 閣議決定

第Ⅰ．総論

「成長への道筋」に沿った主要施策例

- ・ 機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則（日本版スチュワードシップコード）について検討し、取りまとめる。
【年内に取りまとめ】

第Ⅱ．3つのアクションプラン

一．日本産業再興プラン

1．緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）

○コーポレートガバナンスの強化

- ・ 企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則について、我が国の市場経済システムに関する経済財政諮問会議の議論も踏まえながら検討を進め、年内に取りまとめる。

英国におけるステュワードシップ・コード

ステュワードシップ・コードの概要

- ステュワードシップ・コードは、以下の7原則により構成（各原則について、それぞれ詳しいガイダンス（解釈指針）が作成されている）。

〔ステュワードシップ・コード（仮訳）〕

最終受益者に帰属する価値を保全・増大させるために、

1. 機関投資家は、ステュワードシップ責任をどのように果たすかについての方針を公開に開示すべきである。
2. 機関投資家は、ステュワードシップに関連する利益相反の管理について、堅固な方針を策定して公表すべきである。
3. 機関投資家は、投資先企業をモニタリングすべきである。
4. 機関投資家は、ステュワードシップ活動を、どのようなときに、どのような方法を用いて強めていくのかにつき、明確なガイドラインを持つべきである。
5. 機関投資家は、適切な場合には、他の投資家と協調して行動すべきである。
6. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果公表について、明確な方針を持つべきである。
7. 機関投資家は、ステュワードシップ活動および議決権行使活動について、委託者に対して定期的に報告すべきである。

スチュワードシップ・コードとは

